

## VI 実施計画の実施に関する理解促進

## VI 実施計画の実施に関する理解促進

実施計画の実施にあたっては、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般の理解促進を図っていくために、廃止措置に向けた取り組みの進捗状況、プラントの状況データ、現場作業のトピックス、トラブル事象やリスク情報等に関して、継続的に、マスメディア、インターネットなどの各種媒体を活用した情報の公開ならびに機会を捉えた説明を実施する。また、今後、作業安全や作業・現場管理の改善に直結する管理グレードの高い不適合等の公表方法の検討を行い実施する。

### <地元住民への対応>

- 地元の方々については、インターネット、自治体の広報誌への当社広報資料の折り込み、地元新聞紙への新聞広告など媒体の活用、訪問等を通じた双方向コミュニケーション活動など当社からの直接的な情報提供や説明を実施し、更にその機会の拡大を図っていく。
- また、プレス発表や定例的に実施している会見などマスメディアを通じたニュースや新聞記事による間接的な情報提供を実施する。
- これらの取り組みについては、双方向コミュニケーション活動において確認される地元住民の声の傾向などを分析することで、理解促進の状況を把握するとともに、更なる理解促進に向けた取り組みを図る。

### <地元自治体への対応>

- 各自治体\*と締結している「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」及び「原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書」に基づく通報連絡により、発電所の廃止措置等の進捗状況などは定期的に、核燃料の冷却機能や窒素封入設備の停止などは発生後直ちに、情報提供を実施する。  
※福島県、大熊町、双葉町、楡葉町、富岡町、広野町、浪江町、いわき市、田村市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村
- 福島県が事務局を務めている「通報連絡担当者会議」や「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」に対して、積極的な対応を行い、廃止措置や実施計画の取り組み状況などを計画段階から説明するとともに、メンバーの方々からのご意見についても真摯に対応する。
- また、地元自治体等については、直接発電所の現場を視察いただく。

### <広く一般への対応>

- 広く情報の公開が可能な媒体であるインターネット、またはマスメディアを通じて情報をお知らせする。なお、インターネットにおいては、発電所ライブカメラの配信や

発電所構内を一巡して撮影した動画公開など、映像を用いた現場状況の情報提供も併せて行う。

この理解促進活動については、継続的な活動を行っていく中で、更なる理解促進に向けた改善・検討も継続的に実施し、より良いものとなるよう努めていく。